

目次

- 1面 特定健診・トク得キャンペーンのご案内
- 2面・3面 軽減判定が変わります、所得申告と国保税、納税通知書と計算方法 など
- 4面 国保税の年金からのお支払いについて、はりきゅう変更、第三者行為、H30年度予算 など

特定健診を受けましょう ～トク得キャンペーン始まっています～

本市国保加入者で、40歳～74歳の方は保険証があれば受診できます。

40歳以上の方は、年に1回必ず受診して、ご自身の生活習慣を振り返るきっかけにしてください。
(本市が実施しているがん検診等の特定健診以外の検診は、いきいき受診券が必要です。)

健診料は
無料です
!!



※切離して使わないでください。保険証は特定健診受診券を兼ねています。

国民健康保険 被保険者証 兼高給受給者証 退職本人 退職被扶養者 学

記号 99 番号 9999

有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名 国保花子
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 女

一部負担金の割合 〇割
2つ折り

交付年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
世帯主氏名 国保太郎
住 所 鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号

特定健診受診券番号 181 99999999

※この証は、特定健診受診券を兼ねています。対象者は40歳以上の人で、健診料は無料です。

保険者番号 鹿児島市山下町11番1号 保険者名 鹿児島市

特定健診を受診する

- ① 集団会場か医療機関のどちらで受診するか選びます。(集団健診日程表と実施医療機関名簿は「保険証」に同封)。
- ② 当日は、「保険証」をお持ちください。
- ③ 前年度の健診や人間ドックの結果がある人は、その結果もお持ちください。

トク得クーポンを使う

受診後に「トク得クーポン」をお渡します。「特定健診等トク得応援隊」に登録されているフィットネスクラブや飲食店などにクーポン券を提出することで、お得な特典を受けることができます。

結果通知・保健指導

健診結果は、健診実施機関から通知されます。健診結果から生活習慣病のリスクが高いと判定された人には、特定保健指導の案内をお送りします。

無料の特定健診でこんなことが分かります!

- ① 血糖、HbA1c、尿糖…糖の代謝異常(糖尿病等)
 - ② 血圧、中性脂肪、善玉(HDL)コレステロール、悪玉(LDL)コレステロール…動脈硬化
 - ③ AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)…肝臓の障害
 - ④ 尿たんぱく、eGFR、クレアチニン、尿酸、尿潜血(特別追加項目)…慢性腎臓病(CKD)に関わる項目
- ★ 病院に通院中の方も特定健診の対象者になります。かかりつけの医療機関にご相談ください。



70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担限度額の見直しについて

平成30年8月診療分より70歳以上75歳未満の自己負担限度額が下表のとおり変更となります。

【平成30年7月診療分まで】

【平成30年8月診療分から】

区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	3割	57,600円	80,100円 + (総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般	2割(注3)	14,000円	57,600円 【44,400円】
市民税非課税	II(注1)	2割(注3)	8,000円
	I(注2)	2割(注3)	15,000円

区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得690万円以上	3割	252,600円 + (総医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
	課税所得380万円以上	3割	167,400円 + (総医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
	課税所得145万円以上	3割	80,100円 + (総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般	2割(注3)	18,000円	57,600円 【44,400円】
市民税非課税	II(注1)	2割(注3)	8,000円
	I(注2)	2割(注3)	15,000円

※表中の【 】内の金額は多数回該当となった場合の自己負担限度額です。

(注1)同一世帯の国保加入者全員と世帯主が市民税非課税の世帯の人です(注2の人は除きます。)

(注2)同一世帯の国保加入者全員と世帯主が市民税非課税で、それぞれの所得が0円かつ年金収入が80万円以下の世帯の人です。

(注3)昭和19年4月1日以前生まれの方は1割となります。

◎市民税課税世帯は、これまで限度額認定証は不要でしたが、現役並み所得者で課税所得690万円未満の人は限度額認定証が必要となります。



特別徴収（年金からの天引き）から口座振替へ納付方法を変更できます

特別徴収での納付をご希望される場合は、手続きの必要はありません。

これから特別徴収される可能性のある人には、事前に案内文書を送付します。（案内文書到着前の申し出は受け付けておりません。）

年金特徴から口座振替へ納付方法の変更申し出は、電話でも受け付けています。金融機関等で口座振替の申し込みをされただけでは特別徴収は停止されません。必ず市役所本庁国民健康保険課または各支所国保担当へ申し出てください。

口座振替の申し込みをいただいたのち、金融機関に通帳届出印等の照会を行います。通帳届出印と申請書に押印された印が異なる場合や、その他書類に不備があった場合は口座振替への変更が遅れる場合がありますのでご了承ください。

※特別徴収停止月及び口座振替開始月は、口座振替申込書が右記の申出日までに市役所へ到着し、当該申込書に不備がなかった場合のみ適用されますのでご注意ください。

はりきゅう施設利用券交付対象者の変更について

【平成30年度～】

国保税完納（納期到来）世帯の方が交付対象

【平成31年度～】

40歳以上の方には、特定健診等

【歳出】 予算額627.9億円 【歳入】

